

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 30 年 5 月 30 日現在

機関番号：14701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K07609

研究課題名(和文)生産緑地制度下における都市農地の保全と活用に関する研究

研究課題名(英文)Research on Conservation and Utilization of Urban Farmland

研究代表者

大西 敏夫 (ONISHI, TOSHIO)

和歌山大学・経済学部・教授

研究者番号：90233212

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、都市農業の担い手に焦点をあて、都市農地における税制の適用実態とその問題状況を把握・分析するとともに、都市農地の保全と利用のあり方についてその機能と役割を踏まえ考察し、都市農業・都市農地政策の今後のあり方について問題提起することにある。このため、本研究では、都市農地の保全と活用には、都市農業振興基本法および同基本計画の趣旨と目的に即して、都市農家の支援など積極的な施策を展開することが重要であることを明らかにした。このようにして、本研究課題である生産緑地制度下における都市農地の保全と活用に関する学術的研究にかかわる目的を達成した。

研究成果の概要(英文)：The objective of this study is to comprehend the trends in the conversion of farmland in urban areas in and after the 1990s, and then discuss the ideal way of farmland preservation system. Recently, agricultural administration authorities have clarified the status of agriculture in urban areas and their peripheral areas, and have been applying promotion policies to these areas. On the other hand, urban area planning authorities have also shown an increasing interest in the ideal way of agriculture and farmland in urban areas in relation with urban policies. Behind such background, there is the fact that the agriculture and farmland can perform multilateral functions and roles, such as the preservation of living environment, formation of landscape, and provision of disaster prevention space, in addition to food supply.

研究分野：農業経済学

キーワード：生産緑地制度 都市農家 都市農地の保全 農地税制 都市農地の活用 都市計画制度

### 1. 研究開始当初の背景

都市農地の税制問題を踏まえながら農地の保全と活用に焦点をあてた学術研究は少なく、近年では、『三大都市圏における都市農地の現状と有効利用に関する研究(研究報告書)』(科学研究費補助金・基盤研究(B・1)1997年～1998年、研究代表者:橋本卓治、研究分担者:大西敏夫・足立基浩ほか11名)のほか、『日本の都市農地政策に関する1991年度税制改正の影響についての理論的・実証的研究』(ケンブリッジ大学博士論文、足立基浩、2000年)などが主な研究成果である。一方、都市農地を含む農地等相続問題に限った研究についても、安藤光義『現代の農地相続問題(日本の農業-あすへの歩み189-)』農政調査委員会、1994年のほか、『平成5年度農家相続等に関するアンケート調査報告書』(全国農地保有合理化協会、1994年)、東京都農業会議(1985年調査、1997年調査)や大阪府農業会議調査(1990年調査)などアンケートによる調査報告が主であり、とくに最近年では実態調査も含めほとんど皆無の状況にある。

ところで、現行生産緑地制度下、2020年代初頭には多くの都市農地(生産緑地)が「30年の営農義務」を終える。それゆえに、改めて農地税制の適用実態とその問題状況、農地利用意向を踏まえた学術的研究が求められていれる。同時に、本研究では、都市農地に関する税制の適用実態の把握・分析に留まらず、保全・活用するための条件を考察するものである。それらを通じて、本研究は、税制・制度改正のポイント、施策展開にあたっての留意すべき点などの最新の知見を提供できるものと考えられる。

以上が、研究開始当初の背景である。

### 2. 研究の目的

都市農業・都市農地の機能・役割に関する評価が農政サイドはもちろんのこと、都市計画サイドからも高まりをみせるなか、2015年4月、都市農業振興基本法が制定された。法施行後は、国や地方自治体における基本計画の策定と基本施策が実施されるとはいえ、都市農地を保全・活用するには、生産緑地制度と農地税制(固定資産税・都市計画法・相続税等)の見直しが重要なポイントとなる。

本研究の目的は、都市農業の担い手に焦点をあて、都市農地(特定市街化区域農地等)における税制適用の実態とその問題状況を把握・分析するとともに、都市農地の保全と利用のあり方について考察することにある。具体的には、都市農業地域である大阪府の大阪版認定農業者等を対象に、農地の税制の適用実態と利活用分析を踏まえて研究課題の検討・考察を行う。

### 3. 研究の方法

(1) 研究の円滑な遂行のため、研究打ち合わせを適宜行うとともに、関係機関・関係団

体へのヒアリング調査等を踏まえ、大阪版認定農業者等を対象に実態調査地域を選定する。さらに、都市農業・都市農地をめぐる動向と現状を踏まえ、都市農地に関する税制適用や保全・活用のあり方について資料収集するとともにその問題状況を整理する。

(2) 大阪府関係機関・関係諸団体の協力を得て、大阪府特定市等を中心に、都市農地の税制適用実態、都市農家の営農意識と農地利用意向についてヒアリング調査を実施し、その結果の整理・分析を行う。その際、都市農家(大阪版認定農業者等)の意向を踏まえながら、都市農地の保全・活用に向けた課題(営農継続のための条件、貸借や新規参入を促進する条件、市民農園・体験農園・防災農地としての利用促進条件など)について分析する。さらに、都市農業振興施策(都市農業振興基本計画)の動向と現状などについて国や全国農業関係機関・団体に対してヒアリング調査を実施し、都市農地の保全・活用についての問題状況および課題を整理・検討する。

(3) 上記の研究方法による成果等を踏まえ、国や地方自治体の都市農業振興基本計画の策定の動きに連動して、都市農地の保全・利活用に関する施策展開の基本的方向について学術的側面から検討・考察を行う。

### 4. 研究成果

本研究の目的は、都市農業の担い手に焦点をあて、都市農地(特定市街化区域内農地等)における税制適用の実態とその問題状況を把握・分析するとともに、都市農地の保全と利用のあり方について考察し、都市農業・都市農地政策の今後のあり方について問題提起することにある。このため、研究期間を通じて、以下のような成果・実績があった。

(1) 初年度においては(平成27年度)、研究の円滑な遂行のために、研究うち合わせを適宜行うとともに、基礎データの収集と文献・資料整理、大阪府下等関係機関・団体への研究支援と協力依頼を行った。

(2) 2年目となる平成28年度は、研究遂行のための研究組織間での情報共有につとめ、研究遂行のための関連資料の収集・整理および関係機関へのヒアリングを行うとともに、都市農家実態調査を実施した。資料収集ならびにヒアリングについては、農林水産省農村振興局・都市農村交流課・都市農業室、全国農協中央会都市農業対策推進室、全国農業会議所農政部を対象に実施するとともに、農業書センター、大阪府環境農林水産部、大阪府農業会議、大阪府農協中央会、大阪農国会館、堺市産業振興局農政部などの関係者から資料を収集した。さらに、都市農家実態調査については、大阪府下を中心に比較的規模の大きい農業経営体を対象に、13経営体から

調査票にもとづいて詳細なヒアリング調査を実施した。調査内容は、地域の概況と営農環境、農業経営の実態、改正生産緑地制度以降の変化状況、農地の保全と利活用意向、経営意向と目標、都市農業振興基本法・同基本計画の評価・課題、都市農業施策への要望・意見などである。

(3) 最終年度となる平成 29 年度は、研究を円滑に進めるための研究組織間の連絡調整につとめるとともに、都市農業振興基本計画策定にかかわる情報収集、平成 27 年度および 28 年度の研究成果の整理、大阪での都市農業研究会での成果報告・意見交換、さらには研究成果の発表と社会的還元を行った。

(4) 以上の研究遂行によって、都市農地の保全および活用に向け、とくに都市農家の経営展開にかかわっては、以下の 4 点が重要であると結論づけた。

都市農家が安心して営農継続できる観点からの都市農地制度の制度設計・運用改善が求められていること。制度改正によって「特定生産緑地制度」が創設されるとはいえ、宅地化農地を含めてどのような制度上、税制上の措置が都市農地に対して講じられるのが重要であること。

都市農地が貸借される場合の法的仕組みづくりや相続税納税猶予制度の適用問題にかかわって、新しい貸借制度の創設とともに、税制上の運用改善が必要であること。

都市農業を担う都市農家の育成・支援策が不可欠であること。とくに国の総合的・計画的な都市農業振興施策の構築とともに、特色ある地方公共団体の地方計画(「都市農業振興基本計画」)づくりが重要であること。

都市計画区域・市街化区域を規定している都市計画制度をはじめ、農地制度、関連税制など制度の根幹部分の見直し作業も今後重要であること。

このようにして、本研究課題である生産緑地制度下における都市農地の保全と活用に関する学術的研究にかかわっては、その研究目的を達成した、と考える。

#### <引用文献>

大西 敏夫、都市農業における経営展開の可能性とその条件、農業と経済、第 84 巻第 2 号、2018 年、35-44

大西 敏夫、都市化と農地保全の展開史、筑波書房、2018 年、1-246

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 6 件)

大西 敏夫、都市農業における経営展開の可能性とその条件、農業と経済、第 84 巻第 2 号、2018 年、35-44

大西 敏夫、都市農業振興・都市農地保全に向けた最近の動きと課題、大阪農国会館だより、第 154 号、2017 年、2-3

中島 正博、都市農業の振興と都市農地の保全、経済理論(和歌山大学経済学会) 第 387 号、2017 年、111-130

大西 敏夫、食料自給率目標の達成は可能か - 「農地の見通しと確保」から考える -、大阪農国会館だより、第 150 号、2016 年、1-2

足立 基浩、上野美咲、地方都市の商店街再生の方向性、経済理論(和歌山大学経済学会) 第 382 巻、2015 年、1-16

大西 敏夫、農業委員会制度の変遷と今日における問題状況、経済理論(和歌山大学経済学会) 第 382 巻、2015 年、109-124

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 1 件)

大西 敏夫、都市化と農地保全の展開史、筑波書房、2018 年、1-246

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織  
(1) 研究代表者

大西 敏夫 (ONISHI, Toshio)  
和歌山大学・経済学部・教授  
研究者番号：90233212

(2)研究分担者

足立 基浩 (ADACHI, Motohiro)  
和歌山大学・経済学部・教授  
研究者番号：30283948

中島 正博 (NAKAJIMA, Masahiro)  
和歌山大学・経済学部・准教授  
研究者番号：50637569